

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」
（平成27年法律第64号）第15条第6項に基づく情報の公表

令和元年7月25日
館林衛生施設組合管理者

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第6項の規定に基づき、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況について公表する。

- 1 女性職員の採用
 - ・平成28年度以降は採用試験を実施していない
- 2 継続就業について
- 3 長時間勤務関係及び年次休暇の取得率
 - ・上記2点に対して数値を公表する（別表のとおり）
- 4 管理職における女性職員の割合
 - ・平成30年度時点で管理職に該当する女性職員はいないが、今後も管理職未満の女性職員の割合20パーセント以上の維持に努める
- 5 配置及び評価関係
- 6 男女の育児休業取得率・平均取得期間
 - ・配置及び評価関係については、今後も女性職員の状況に配慮した人事運用に努める
 - ・育休について数値を公表する（別表のとおり）
- 7 男性職員の配偶者出産休暇等の取得率・平均取得日数
 - ・平成28年度以降は該当する男性職員はいないが、今後も80パーセントを目標とする

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

目標 年度	数値目標 1	数値目標 2	数値目標 3	数値目標 4	数値目標 5	数値目標 6
	女性職員の採用 【女性割合：30%】	継続就業について 【離職率：20%以下】	長時間勤務関係及び 年次休暇の取得率 【年次休暇取得率：30%以上】	管理職における 女性職員の割合 【一般職女性職員：20%の維持】	男女の育児休業取得率・ 平均取得期間 【育休取得率：80%以上】	男性職員の配偶者出産休暇等 の取得率・平均取得日数 【取得率：80%】
28	—	0.0%	17.6%	18.8%	—	—
29	—	0.0%	11.4%	18.8%	100.0%	—
30	—	0.0%	20.2%	20.0%	100.0%	—